

令和4年度 第2回 公共事業等審査会 議事録

日 時 : 令和4年11月7日(月) 14:00~17:00

場 所 : ひょうご女性交流館 501会議室

《新規事業の説明、質疑》

(1) 県営住宅 青木住宅

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問等ございましたら、御発言をお願いします。

○委員

要求水準を定めてPFIでノウハウを発揮していただく発注方式をされるということですが、要求水準というのはどのように考えておられるのかということと、次の西宮上甲子園住宅とも共通しますが、環境適合性のところで住宅性能評価の断熱等性能等級4とされていますけど、これから設計に入られて、完成年度が5年後ということですが、今、断熱性能等級の見直しが検討されていて、多分完成する頃は等級4が標準になるのではないかと。なおかつ、もっと等級が上がっていく見直しの予定があるというようなことも示されていたのですが、どのように考えて、これから進められるのかということをお教えいただけますでしょうか。

○県

要求水準の件ですけれども、県営住宅の整備要領を定めておりまして、その基となるのは、法律、省令等に基づく県条例の基準でございます。住戸、設備、バリアフリー、耐震等の基準を要求水準という形で定めていまして、仕様をいろいろ細かく定めていますけれども、それと同等の性能として要求性能を定めた上で、民間事業者からさらにいいものや安くできるものを提案していただいて、整備をしたいと考えております。

○会長

今の御質問は、4年後の完成時には、現行の要求性能が上がっているのではということも含まれているように思うのですけれども、それについてはいかがですか。特に断熱性について。

○県

断熱性につきましては、等級4というのが、令和7年度から全ての住宅に義務化される断熱性能の水準ですので、先行して採用しているところです。令和5年度に着手して、その2年後ぐらいには標準のレベルになってくるということでございます。

それからその先ということですが、国においてエネルギー基本計画が閣議決定されておりまして、令和12年度以降に新築される住宅については、御指摘のとおり、さらにレベルの高い等級でいうと5相当の性能を目指すと言われておりますので、今後、義務化されれば、当然その水準に適用させますけれども、それを見据えて、今、県の標準として5を目指す必要があるかどうかについて検討をしているところです。ですから、今は基準の等級4として設定しておりますけれども、具体的に5でやっていくということになれば、それに合わせていくことになります。

○会長

そのとき、コストは上昇するのですか。

○県

1戸当たり100万円ぐらい高くなると試算しております。

○委員

せっかくPFIを入れられるのであれば、標準的な間取りも含め、完成時に見劣りしないというか、県の財産になるものにしていただけるような、設計段階からの要求水準の定め方を、せっかくの機会ですので考えられてもいいのではないのかと思います。

予算がアップしていってしまうと言われると、なかなか難しいですけれども、完成後にアップするよりはいいのかと思います。

○県

現在のライフスタイルに合わせたプランは、コストの削減という視点も含め、最近では平成29年度に見直しています。

今回、PFIで民間事業者から出た提案を今後の県営住宅の標準的なプランに反映できればと思っているところでございます。

○会長

今、委員の御指摘は、コスト縮減という面、それも大事かもしれませんが、将来、スペックが上がっていくのだったら、将来のスペックに合わせておかれたほうが、県の資産として有効なんじゃないですかという御意見ですが、それについては、どうお答えいただけますか。

○県

県営住宅としてふさわしい仕様に関する議論ですけれども、できるだけ安く、いいものを造りたいというふうに常々思っていて、普段から改善点はないかというふうな模索を行っているところです。

委員の御指摘も踏まえまして、また民間事業者からの提案も踏まえて、できるだけコストは抑えて、かつ見劣りしないものを考えていきます。

○会長

繰り返しになりますけれども、今、委員の御指摘を代弁させていただくと、スタンダードがどんどん上がっていく、その情勢があると御指摘くださっているわけですね。それは国の施策としてそうなっていると。それを常に後追いで見直しをかけていくと、余計にコストがかかるのではないかと、先にこうなるのだったら、それを読んでおいて、性能を要求されるのが、コストの面からも適切ではないかと、そういう御指摘と理解したのですけれども、それについていかがですか。

○県

御意見を踏まえまして対応していきたいというふうに考えております。

○委員

解りやすくまとめていただいております。長々説明し過ぎましたが、将来を見据えていただければうれしいです。

○委員

現在の敷地面積が半分以下になって、余ったところを商業施設とか分譲マンションを入れる。そういう理解でいいですか。

○県

これは民間事業者の提案例ですけれども、基本的には現在、法定容積率が228%のところを145%で建てており、余裕がありますので、土地の有効活用という観点から、できるだけ集約して高度利用を図って、その余剰地を地域に貢献するような施設として活用するといったような想定をしております。

これは民間事業者の提案によって、もう少し県営住宅の部分が広くなったりとか、全く違う用途のものが設定されたりとか、そこは民間事業者の提案を踏まえた対応をしたいと考えております。

○委員

結局は、5階建てを10階建てにして、戸数が一緒だから、残った部分を商業施設とか

分譲マンションに充てるという、そういうことになるのですね。

○県

はい、そのとおりでございます。

○委員

そうすると、地域に開かれた集会所、コミュニティプラザはどこに配置していますか。
県営住宅か、商業施設のどこかなんですか。

○県

これも提案によりますけれども、例えば、1階の部分に設けるとか、あるいは商業施設の一部にそういう機能を持たせるとか、それは提案によって変わってくるということでございます。

○委員

県営住宅の例えば1階だったら、県営住宅の入居者以外の人が利用するのはなかなか難しいのかなと思ひまして、それで質問させてもらったのです。近隣の人にとって、集会所が利用しづらくなるのではと思って確認させてもらったのです。

○県

県営住宅では単に集会所ではなくて、コミュニティプラザということで、県営住宅外の方も利用できるようにこれまでも整備してきておりまして、実際に使われておりますので、今回も同様に、コミュニティプラザという形で整備したいと考えております。

○委員

コミュニティプラザは県営住宅内の例えば1階に配置するということもあり得るということになるのですね。

○県

はい、ございます。

別棟に配置している場合が多いですけれども、敷地の形状等から、1階部分に設けている場合もございます。

○委員

今回はまだそこまでは決まっていなくて、コミュニティプラザは造る方向でやるという、そういう理解でいいのですか。

○県

そのとおりでございます。

○委員

今現在の入居率は。

○県

評価調書のところにお示ししていますが、314戸中297戸入居ですから、相当、入居率は高い状況でございます。

○委員

この人たちが新しい住宅に入居可能ということになるのですか。

○県

そうです。現入居者は希望されれば、この青木住宅に戻れます。一旦どこかに、団地内なのか、民間賃貸に移っていただくかはあるのですけれども、新しい青木住宅に戻っていただけるというふうになります。

○委員

ありがとうございました。そうすると、今住んでいる人も、4タイプの間取りを選べるということで、これは、私は非常にいいことかなと思ってはいるのですが、現状では、単身世帯でも3LDKに入居しているような場合もあるということになるのですか。

○県

現状はそうです。けれども、新しいものについては、世帯の状況に応じて、その4タイプを設けて、アンケート調査とかで、世帯人員に合わせて戸数を設定して、その範囲内でできるだけ希望がかなうように入っていただこうと考えております。

○委員

解りました。ありがとうございました。

○委員

現況、314戸中297戸が入居されているなかで、移転計画もおそらく民間業者のほうで立案すると思うのですけれども、例えば、1号棟、2号棟に関しては、新しく作る場所とは干渉しないので、そこはしばらく住み続けられて、同時に工事が実施されるというようなことでなされるのか。調書によると、仮移転先として県営住宅のほか、周辺の民間賃貸住宅等活用と書いているのですけれども、その移転計画について、展望がありましたら御教授ください。

○県

御指摘のとおり、民間事業者の提案によるところもあるのですけれども、今のところ想定しておりますのは、まず一番東側の5、6、7号棟の方々に既存の1、2、3、4号棟に空き室があればそこに移っていただいて、それ以外の方は民間賃貸に移っていただい

て、5、6、7号棟を解体撤去します。新しい2棟を建てて、出ていただいた方にそこに戻っていただいて、さらに、容量としては全員入れますので、3号棟、4号棟、それから高層の1号棟、2号棟の方も移っていただいた後に全部撤去をするということを想定しております。

○委員

ということは、1、2号棟だけではなくて、3、4号棟も工事中も入居が継続できるという見込みということでしょうか。

○県

はい、このプランであれば、そのように考えております。

○委員

解りました。

○委員

P F Iだと、総事業費53億円で請け負った民間事業者が余剰地で事業展開することにより、それを上回る利益を出してもよいということになるのですか。入居者の移転計画を調整すること等はP F Iの本質ではないと思うのですね。民間事業者の知恵と計算でもって、53億円もかからずに5億円で建てられるというようなことも出てきそうであるが、そういうのがP F Iではないかなと思うのです。P F Iのイメージというのがもう一つ解らないので、もし説明を聞かせていただければ幸いです。

○県

まずこの53億円ですけれども、これはあくまでも県営住宅の建替に要する費用でございまして、近年の県営住宅の標準的な建設費を基本に算出しております。P F Iを導入することによって、基本的には少しは安くなると、今年の1月に実施したサウンディング調査でも5%ぐらいは安くできるのではないかとということで取りまとめております。

余剰地につきましては、民間事業者さんの採算ベースでいくと、分譲マンションを建てるのが最も利益が出ると思われるのですが、県の事業として、県の所有地でやることから、そこは地元の方々等の意見を聴きながら、地域に貢献する施設をできるだけ誘導したいというふうに考えてございまして、公募条件の中に地域の活性化に資するような施設を設定していきたいと考えております。

○委員

県として県営住宅全体のストックを今後、現状維持するのか、増やすのか、減らすのか、計画があったら教えてくださいというのが1点目です。

それから2点目、先ほどから話題になっている分譲の商業施設のエリアのほうですけども、これができることによって、周辺の交通にインパクトが結構ありそうな気がするのですが、現状の道路の計画等で問題がないかということがどうかということの2点教えてくださいいただけますでしょうか。

○県

県営住宅のストックですけれども、「ひょうご県営住宅整備・管理計画」を策定しております。令和2年4月時点で4万9,950戸が管理戸数でございます。それを令和12年度までに4万5,000戸に縮減するという計画としております。令和2年4月時点で約5万戸を、令和12年には4万5,000戸ですから、10年間で約5,000戸減らしていくという計画で、老朽化した県営住宅を建て替えていっております。建て替えながら戸数を縮減、削減しているようなところで、今のところ順調に削減しております。令和4年4月1日時点で、4万7,429戸となっております。

それから余剰地の活用における周辺の交通、特に商業施設等を誘致する場合は交通の混乱が想定されますので、そこは例えば、大規模小売店舗立地法等で交通計画も検討されますし、当然、公募条件を検討する際にも地元の神戸市等の意見を聴きながら、検討していきたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。全体としては減らすのだけでも、今回の青木住宅はその対象ではないと、そういう理解ですね。

○県

はい、そのとおりでございます。

○会長

先ほど、委員からPFIについての質問がございましたが、PFIに対する県の戦略を明らかにしてくださいというのが委員の御指摘だろうと理解します。

どういうPFIを考えられているか、どういうところで民間との収益の折り合いをつけるのかと、つまり県としてはどれだけのコスト縮減を考えていて、民間事業者にどれだけの権益を与えるか、ヨーロッパではコンセッションを与えることでPFIを回収するというをやっているみたいでございますけども、後日、追加で御説明いただければありがたいなと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては以上で質疑を終えたいと思います。委員の皆様方よろしいですか。

(2) 県営住宅 西宮上甲子園住宅

○会長

ありがとうございます。

委員の皆様から御発言をお願いしたいですけれどもよろしいですか。

○委員

6年後に完成を目指されているということですので、青木住宅と同様、今後の県営住宅の戸数等も大切ですが、住環境としての在り方を、県として、今後の県の宝になるような県営住宅とはどのようなものなのかというようなことを少し見直しながら設計に入ってもらって、社会情勢も変化している中で、今後の住まいはどんなものが必要なのかということを考えていただく機会になればと期待しています。

○県

ありがとうございます。

タイミングもあるのですけれども、青木住宅の検討を進める中で、上甲子園住宅にも反映できることがあれば、積極的に採用していきたいというふうに考えておりますし、3期に分けて建て替えていくわけですが、各期で仕様が異なると、不公平感みたいなものが出てきますので、そこは採用できるところは採用しますし、できないところは合わせていくというようなことで対応していきたいと思っております。

○委員

高齢化が進んで、階段で上がれない方は多くいると思いますが、エレベーターはいかがか。

もう一つは、猫や犬を頼りにして暮らしている人も多いが、ペットとも暮らせるとかいうようなことも、我が国のこれからの住宅には考えていくべきことかなと思うのですが、いかがか。

○県

まずバリアフリー、エレベーターの関係ですが、これまで5階建ての階段室型の住宅に順次エレベーターをつけてきているんですけど、やはりエレベーターをつけても半階下りる、ないしは半階上がるとか、そういった形になっていますし、5階建ての階段室型は昭和40年代、50年代のものが中心ですので、既にエレベーターをつけたものについても大分古くなってきています。今後は建替によりバリアフリー化の対応をしていくということで考えています。

○委員

現在の西宮上甲子園住宅にはついているの。

○県

ついていません。建替後は、3階建て以上の住宅は、全てエレベーターを設置します。

まだ中層で古い住宅がかなり残っていますので、それらはこれまでのようにエレベーターをつけていくのではなくて、建替に併せて設置していくという方針です。

それとペットですけれども、震災復興の県営住宅を建てる際に、ペットと一緒に被災して、引き続き暮らしたいというふうな高齢者の方もいらっしゃいましたので、モデル的に2団地ほどペット共生住宅ということで実績があります。ただ、やはりトラブルが結構あったということで、その後は一般化していないのが現状です。

○委員

ありがとうございました。

○会長

今の2つの御意見、居住環境ですよ。その建物のスペック以上に、お住まいになる方の年齢層に合わせた、居住環境の整備ということをお考えくださいという意見として、記録していただければありがたいというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員

愛宕山鉄筋住宅の方も、今、利用があまりないので、今回新しいところに移転してもらうということで、そうすると、現在の愛宕山鉄筋住宅は建物を壊すかまたは何かするのですか。

○県

愛宕山鉄筋住宅につきましては、集約するということで募集停止を平成30年3月にしております、募集停止をすると、出ていかれる方、亡くられる方もいるので、入居戸数が減っていくということで、現在138戸のうち、41戸が入居する状況です。

上甲子園住宅については、100戸のうち90戸が入居する状況ですので、合わせても131戸ですから、建替後158戸になりますので、現状の上甲子園と愛宕山鉄筋の方々には全員入っていただけます。

愛宕山鉄筋については、移転後は、全棟撤去して、土地を売却することになるかと思えます。

○委員

愛宕山鉄筋住宅の41戸の方々、上甲子園住宅に移られるということで納得しておら

れるのでしょうか。私自身は効率性の観点から、こういった形はいいのではないかなと思うところですが、一方で、愛宕山住宅の付近のコミュニティが、上甲子園に移ってもらうことによって、乱されてしまうのではないかなという懸念があって質問しました。

○県

移転先は現在交渉中でございます。上甲子園住宅に移っていただくことを前提に、それなりに離れていますので、もう少し近いところを望まれる方には、近くの県営住宅の空いているところをあっせんしたりといった調整を行っているところでございます。

○委員

青木住宅は高層化して、建物の棟数が減るのですが、今回は5階建て3棟をそのまま5階建て3棟ということですね。戸数は増えていますが、高層化や棟数についての方針があるのであれば御説明ください。

○県

戸数については、まず現入居者には入っていただけるようにすると、周辺の老朽化した住宅や入居率の低い住宅等を廃止して、併せて移っていただくという建替計画を策定しております。

西宮上甲子園住宅は15メートルの高さ制限があります。

○委員

解りました。地域の高さ制限による制約。

○県

そのとおりでございます。

○会長

ありがとうございます。

最後に質問させていただきたいのですが、131戸が入居されているのを158戸にされるということで、大体20戸強の追加募集をかけられますよね。大体どれぐらいの倍率になるものですか。

○県

ほかにも周辺で将来的に集約が見込まれる住宅もございまして、タイミングにもよりますけれども、そこの方の入居先とすることも考えています。

○会長

一般に募集はされないということですか。

○県

さらに空いていれば募集します。

この辺は人気があるところですので、倍率は大体10倍以上とか、募集すればそういった状況が予想されます。

○会長

10倍以上はあるという、人気のあるところで戸数を増やしていかないというのは何か戦略があるのですか。

○県

県営住宅整備・管理計画の中で、基本的には現入居者は継続して入っていただきますけれども、増やしていくというふうな基本的な方針はございませんので、そんなにたくさんは造らないというのが基本的な考え方です。

《継続事業の説明、質疑》

(1) 道路 (一)豊岡インター線・(主)但馬空港線

○会長

御意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。委員の皆様。

1つ、これは我々の反省も含めての話ですけれども、ここは地滑り多発地帯で、前回の再評価のときに、地滑りに対しての十分な対策を検討してくださいというのが審査会意見として出ていました。学識経験者にも意見聴取なさって、その御意見を踏まえて対策を講じたにもかかわらず、再度地滑りが起こって、今回の見直しになったという、非常に残念な報告をいただいているわけですけれども、何が悪かったというか、振り返って、どこに考慮が抜けていたなど気づかれている点はございますでしょうか。

○県

着手以前から十分対策を講じながら進めてきたつもりですけれども、学識経験者の御意見を伺いますと、「これほどに複雑に動いて、これほどに主側線の決定が困難な地滑りはほかに類がない」というようなコメントをいただいております。事前の予測は難しかったと思っています。こういったことも発生し得るので、発生した場合に速やかに対応するというのが今後の課題だと思っております。

○会長

ということは、先ほど説明でおっしゃいましたように、観測を5年間続けられて見張ることが非常に大事だというお考えでございましょうか。

○県

はい、そのとおりでございます。

○会長

委員の皆様から御意見ございましたら、お願いしたいのですが。よろしいですか。

○委員

今の議論で、事前に予見することは難しいということでした承はしたのですが、一方で、予算が倍以上の増額になっているという観点で、こういった地滑り多発地帯における増額可能性を予算の設定段階で、議論にならないだろうかということを提案というか、コメントとしてお伝えしたいと思いました。

○県

調査の段階で地滑り等分かっている場合は、できるだけそこは避けるというのが大前提としてあると思います。ここについては、病院とか高速道路等の計画が先に決まっておりますので、ルート選択の余地がないなかでの事業着手ということになっております。

○委員

今の御説明でよく解ったのですけれども、選択の余地なしの場所で、地滑りの発生も一定程度懸念される場所において、施工前に、すなわち計画段階の状態ですと、この程度の予算増になるといった見積もりというものは立てられないのかという点で、今、お話をさせていただいたところですが、

○県

防災・減災対策等強化事業推進費という、国から追加で費用補助を受けられる制度もございますので、そういったものも活用しながらやっていくべきと考えております。

○会長

現実的には観測をして、対応を検討していく以外に手はないというふうにお考えですね。

○県

ここまで及んでしまうと、地滑り対策全般そうですけれども、対策をしながら、様子を見ながらやっていくというのが地滑りの対策の1つの考え方だと思っています。

○会長

最初に予算を設定するのはちょっと難しいのではないですかね。

○委員

そうですね。難しいことを申し上げているのは承知しているのですが、対策費で

このぐらいは最大限使われる可能性があるといったことも、事前に議論の中にあつた形で進めていくというのがいいのかもしれないなと思ってコメント差し上げました。

○会長

それだけの対策費がかかるのだったら、ルート変更を考えると、代替案がどんどん出てきて、今の御説明を伺う限り、ここしかルートが作れないと、病院もあって、空港もあって、そしたらもう何とかやっていくしかしょうがないというところになると、国の追加補助制度を使っていくというふうにはせざるを得ないのではないかと、今の議論を聞いていましたけども、いかがですかね。

○委員

私からは、あり得る一つの方法かなということで提起をさせていただいたところですが、その方法がある程度難しい事案もあるのだなということは理解できました。

○会長

ぜひ今日のように、信頼性向上のためのアプローチというのに前向きに検討されていらっしゃることを、次を担われる方々に対して残していけるように、手だてを打っていただきたいなというふうに思います。その予算が実際に立つかどうか、その実行可能性はあるかもしれないけど、どれぐらい将来に向けて費用がかさんでいくかということを見ると、これは大事なことというふうに受け止めていただければと思います。

それを信頼性向上に組み込んでいくという作業は、次世代を担ってくださる方々への、しっかりとしたメッセージとして、インハウスエンジニア向上にも寄与すると思いますので、取組みいただければというふうに思います。

○委員

供用後の道路の地滑りへの安全対策というのがどのようになっているか、ちょっと教えていただければと思います。

○県

地滑りの動きを把握するために色々な計器類をボーリングの孔等に入れております。これを完成後も5年程度は継続して観測しまして、動きがあればすぐに対策ができるように対応を取っていくということで考えております。

○委員

通行止めにするとか、そういったことも。

○県

可能性として、危険であればそういった措置も取ってまいります。

○委員

これからはその辺の基準とかも作っていかれるということですか。

○県

そうですね、一般的なものもございますし、工事中も含めて、そういった基準を持って工事も進めております。

(2) 河川 二級河川法華山谷川水系法華山谷川

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

軟弱地盤対策は、令和元年に必要と判った時点で、その延長線上で、ここでもそういうことが起こるのではないかということは予見できなかったのかと思うのですが、それ以上に、県の技術者の方が、概略設計のときに、「これいかなものか」「基礎部の地盤強度はどうなっているのだ」とか、技術的な探究というのは、興味を持たないとなさらないと思うのですが、生じなかったのでしょうか。

○県

想像できていなかったというのが正直なところですが、場所的に、過年度に判明した軟弱地盤対策箇所よりもさらに内陸に入っておりましたので、当該部分については、そこまで軟弱な状況ではないなという先入観でおったということです。

ただ、実際にボーリング調査を実施したり、詳細設計をしてみると軟弱だったということがございます。

○会長

概略設計の段階では、なかなかそこまで突っ込んだ考察は至らなかったと、別にそれは反省点とか、何か怠ったということではなくて、そのときにそういう興味を持つかにかかってくると思うのですが、関心を持つかと言ったらいいですかね。そういうのはうまく、特に若いエンジニアに対して惹起^{じよつき}できれば、インハウスエンジニアの力量がぐっと上がっていくのだろうと、その結果としてコスト縮減にも直結していくのだろうと思うのですが、その辺についてはどういうふうにお考えになりますか。

これ全然外れた質問をしていますけども、この事業そのものじゃなくて、今後、次の世代、もしくはその次の世代の方々に技術を継承していくのに、どうやってその人たちにモチベーションを持たせるかというところについては、この審査会から何度も意見していますが。

○県

これまでの傾向としては、できるだけ事業費は抑えるべきという方向でやってきたところがございますので、しっかりと既存ボーリングデータを見てみるとか、現地を見て、やはり不安というか、おかしいなと思ったことについては、少し踏み込んで調べるようなことも含めてやっていくことが大事だと思っています。ただ、ボーリングデータがない中でどこまでできるかということもございますし、あと近隣のボーリングデータでどこまで川の中のことを推測できるかという、そこも想像力が大事なのかなということもございますけども。

○会長

興味がないとなかなかされないですよ。

○県

そうですね。

○会長

それを若い人たちにどうやって興味を持たせるかという、それが将来のインハウスエンジニアのエンジニア力向上にかかっているのではないかと感じてしゃべっているのですけれども。

○県

難しいところとは思いますが、そういうことを我々が信頼性向上の中で、しっかり反省点、留意事項、配慮事項として積み上げて、それを引き継いでいくことが大事なかなと思います。

○県

補足させていただきますと、これぐらい大きな規模の河川を短期間でやり遂げる事業というのはなかなかなかったわけですが、そういう中でも、目先の与えられた数年の間の自分が担当する工区2、3キロメートルだけでなく、全体を見通す力というのが少し劣っていたのかなと思っているのですけども、委員がおっしゃったように、興味を持って、全体を見る目をもっと養っていかないといけないと思います。

○会長

多分、全体を見なさいと、部下の方におっしゃっても、分かりましたと答えるだけで、やっぱり御本人がわくわくするというか、興味を持たれないと、なかなかそうはいかないですね。そこを^{じぶん}惹起するのは何か手はないかと思って、質問させていただいたというのが。どうこうしてくださいということを申し上げているのではなくて、そういう希望を持って発言させていただきました。

○県

そういうのを踏まえまして、引き続き研鑽に当たっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員

1点だけ、ずっと言っている話ですけれども、ショートカット部における物件移転に際し、一部の用地購入が難航というのがあって、これもいつも用地買収の件が問題になっているので、何年任意交渉を続けても進展しない場合もあると思うので、ここの用地交渉が難航しているところについても、今後のために打開策を練ってもらったほうがいいのかと思っています。

○会長

御意見として、用地買収に時間がかかり過ぎるのはいかななものかと、それをできるだけ合理化できませんかという視点での提案と思いますが。

○県

最終的には事業認定を受けて収用というところがあるのですが、そこにたどり着くためには、全体の用地取得率が8割以上とか、3年以上経過しておかないといけないということがありますので、その最終手段をにらみながら交渉をしていきたいなど。

今回の事例につきましては、難航していた課題が解消したので、今後、6年程度工期が延びますけれども、この期間中で何とかやり切れるかなと思っています。

(3) 河川 二級河川喜瀬川水系喜瀬川

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、御意見等ございましたら、お願いしたいのですけれども。

お願いします。

○委員

迂回路を設けるか設けないかというのを、国と協議するのはなかなか難しいのですか。

○県

道路管理者と当然、協議するのですけれども、交通量の多い橋については、やはり迂回というよりも、仮橋を設けたほうがスムーズですので、そちらについては、用地や物件の条件が整うのであれば、特に道路管理者から反対ということはないのかなと思っております。調整は事前に十分にした上で設置するということになります。

○会長

事業費の見直しは、主に迂回路に起因するものでしたか。

○県

はい、そうです。

○委員

昨年度もこういった河川の案件がたくさん出てきたので、そのときと同じだと思うのですが、費用便益B/Cは河川整備計画全ての事業を対象にしたものだというふうに理解しています。

今回の場合、河川整備計画に位置づけられている区間というのは、どこまでを指しているのかということをお教えいただけないでしょうか。

○県

今回再評価している0.94キロメートルが河川整備計画に位置づけている区間と同じということで、全体と考えていただければいいかなと思います。

○委員

そうすると、今回の費用便益分析は、今回の事業の区間だけについてのという理解でよろしいですか。

○県

はい、そのとおりです。

○委員

解りました。ありがとうございます。

○委員

費用対効果に含まれない効果として、多様な生物の生息環境の保全・再生・創出に「河床に滲筋を整備することにより、平常時でも変化のある流れを確保」と書かれてあるのですが、これすごく大事なことだと思うのです。川の生き物をきちんと守っていくとい

うことは、治水をやるのと両立させながら進めていく必要があるだろうと思います。写真を見ると、土山橋上流側は割と良さそうな環境のところだったりするので、きちんとしたことを進めていくということが大事で、ここの部分に関して、河川生態の学識経験者も加わって何か活動しているのか、それともどこかの事例を基に、こうすればいいみたいなのがあって、これにしてもらったのかというところが気になります。

○県

喜瀬川について特段、学識経験者には意見聴取していませんけれども、河川の整備に際しては、護岸の水際を多孔質材料にするとか、滲筋や瀬淵を保全する等は基本的に配慮するというので、どの河川についてもやっております。喜瀬川については、特に貴重種の存在を確認していないので、一般的な多自然川づくりとして取り組んでいるという状況でございます。

○委員

解りました。貴重種がいる他河川では特段の配慮がなされているというように受け止めました。

ありがとうございます。

(4) 河川 二級河川千種川水系千種川

○会長

ありがとうございました。

委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

○委員

1点だけ。13ページですけれども、詳細設計時の現地調査で護岸の未施行箇所が確認されたという話ですけど、これは調査設計が不十分だったという意味ですか、それとも全く護岸が施工されていなかったということでしょうか。もし、全く施工されていなかったら、詳細設計時の現地調査よりも前に判っていたのかなと思って質問しました。

○県

当該箇所は堤防際も含めて植生が多い場所でございますが、なかなか把握できなかったというのが正直なところでございます。

当然、既設護岸があるところもございますし、山付け箇所や河畔林があって死水域にな

るような箇所というのは、護岸を整備する予定がなかったもので、今回追加したところについても、既存の護岸があるかなというふうに思っていたのですが、実際にはなかったということで、漏れていたというのが正直なところでございます。

○委員

今のところで、未施工であったということですが、現地調査というのは、詳細設計のときに現地調査をやっているのですか、その前には現地調査というのはされないのですか。現地調査したけど判らなかったということですかね。

○県

踏査の時点では判らなかったということでございます。詳細設計に入って、草を刈るなどして現地を見た結果、必要ということが判明したということでございます。

○委員

解りました。ありがとうございます。

○会長

ほかにもございますでしょうか。

○委員

千種川の下流域のハザードマップを見ますと、南海トラフ地震が来たときに30センチから1メートル程度の津波が来るエリアがそれなりに広がっているようですが、高潮対策をすることによって、津波対策にも資するのか、あるいは全く別のものなのかというのを教えていただいてよろしいでしょうか。

○県

ありがとうございます。当然、海面が上昇する現象ということは、高潮も津波も変わりませんので、高潮対策をやるということで津波が防げる、もしくは軽減できるということで両方に資するということです。

(5) 河川 二級河川千種川水系加里屋川

○会長

それでは、委員の皆様、何か御質問とかございましたらお願いします。

○委員

水門は「未事業化」ということですが、放水路自体は機能するという理解でよろしいでしょうか。

○県

放水路は既にできておりまして機能しております。

この放水路水門というのも既存のものがございまして、上流の洪水を千種川本川に放流するという意味では、現況では特に支障は生じておりません。

○委員

解りました。

本川の計画規模1/17に対し、支川加里屋川のほうが1/60ですが、それはどういう経緯でしょうか。

○県

1/60につきましては、加里屋川近傍の雨量観測所で既往最大の1/60相当の時間雨量があったということで、それを計画規模として河川整備計画を策定しているところです。

計画流量を算定する際、支川加里屋川については、既往の時間雨量の合理式により算定しましたが、本川千種川は降雨波形による異なる手法で算定したという経緯もあり、確率年の大小だけでは比較できないところではあります。

○委員

既存の橋梁台帳に、杭の表記がなかったということですか。

○県

はい、台帳上、杭の表記がなかったので、今回も直接基礎で大丈夫かなという判断をしたということです。

○委員

なるほど。そうすると、できたときはその設計でよかったけどもという意味合いですかね。

○県

昔の橋梁ですので、荷重条件も今に比べると大きさが違うのかなということもあります。今回の設計で現行基準に照らすと、杭が必要になるということです。

○委員

それは当初設計では判らなかつたのですか。

○県

当初は、既存の橋梁台帳を見た限り、直接基礎で既存の橋が架かっている表記になっていたのですが、直接基礎で架け替えできるといふふうに判断したということになります。

○委員

掘削土砂が高含水粘性土でしたというのがあるのですけれども、これは事前に予測するのが難しく、実際に掘削をしないと判らない類いのものでしょうか。

○県

着手時点では判らず、現地を掘削してみると、想定より含水比が高かったということです。

処分についても、普通土として処分できるか、より割高な高含水土砂として処分できるかというのは、処分事業者に判断を仰ぐということもあるので、そういう意味では、なかなか事前の予測は難しかったのかなと思っております。

○委員

事業の中で施工方法の見直しをしたことで事業期間が延びた理由は、軟弱地盤のためという説明をいただいたのですが、写真を見る限りだと、工事場所に住宅地が迫っている場所でも、もし軟弱地盤でなければ一気に何箇所も大型重機が入って工事をするというのは通常のやり方でしょうか。ただ単に軟弱地盤だったから施工方法を見直して、事業期間が延びたというのも何か不思議な感じがしましたので、質問させていただきました。

○県

やはり地盤が良ければ、施工スピードも上がりますし、それなりに大きな機械を入れても、近隣の住居に与える影響というのは、やはり軟弱地盤に比べると差が出るのかなというふうに思っております。当然、現地状況に応じてパターンがいろいろ分かれるのですが、今回は地元の方も事業に協力するけども、振動をできるだけ抑えてほしいということで、やむを得ない変更かなというふうに思っております。

○会長

委員の御質問は、軟弱地盤だから重機を小さくしたり、大きくしたりできるのですかという御質問ですけど。

○県

護岸を築造する際には、法切りをするのですが、堤防上に重機が乗ると、軟弱地盤だと沈下や変状が出るということで、近傍に家屋があるとそれが即家屋への影響につながるということはありません。

また、地元の方と調整し、やり方も決めながらの工程変更でございます。過年度に要し

た年数で、残り延長を割り戻すと11年ぐらい要するというので、地元と調整した結果の工程でございます。

○会長

もともと、非常にこの工事に対して地元の方は難色を示していらっしゃったと御説明いただきました。何が理由だったのですか。

○県

下流工区について、工事をやることで環境に悪影響があるということで反対をされていたということです。

○会長

工期は11年、またそれ以上というか、延びるとか広がるというのは非常に経済損失も大きいところだろうと、そういう視点で御質問されたと思うのです。それが軟弱地盤とか、そういう技術的な問題ではないかということからご質問されたと推測します。

工期をできるだけ圧縮しましょうというようなこの審査会で多くの委員が指摘されるところで、用地買収についての御議論もその観点に立っていらっしゃると、この11年をせざる得ないというのは、いかななものかというのがやっぱり委員の皆さんが持っていたらっしゃる感覚だと思うのですけども、県としてはその辺をどうお考えでございますか。

○県

早く事業を完了させるというのが我々の使命だと思っています。ただ、地元の了解が得られないとなかなか進まないというのがございますので、そこはちょっと葛藤もあるのですけども、用地や工事への協力を得ながら、進めているというのが現実でございます。

○委員

地元からの要望が高いということは地元の方もおっしゃっているので、止めずに進めていただき、一日でも早く完了いただけることがいいなということです。

○会長

御説明ありがとうございました。

それで、まとめさせていただきますと、新規事業でPFIについての質問が委員から出てまいりまして、PFIにつきましては、次回以降、適当な日時にPFIについてどういう県としての方針を持っていたらっしゃるか、改めて御説明を伺うということにさせていただきたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

以上、新規事業2件、継続事業6件について審査いただきました。新規事業につきましては着手妥当、継続事業につきましては継続妥当ということで原案にさせていただきたい

ですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

どちらも異議なしということで判断いただきました。ありがとうございました。

これで本日の審査を終了させていただきたいと思います。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

○県

会長をはじめ、委員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。

それから一つ一つ丁寧に御審査いただきました。改めて御礼を申し上げます。

それから、会長のほうから今おっしゃっていただきましたPFIの件は対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2回の審査会はこれで終えさせていただきます。

事務局からの連絡でございますが、次回の第3回の審査会、11月25日(金)午後2時から、県民会館で開催したいと思います。

本当に長時間にわたり、どうもありがとうございました。

事務局からの連絡は以上でございます。

これをもちまして、本審査会は閉会させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午後5時09分 閉会)